

平成 29 年 8 月 31 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号
日本アコモデーションファンド投資法人
代表者名 執行役員 池田 孝
(コード番号 3226)

資産運用会社名
株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
代表者名 代表取締役社長 伊倉 健之
問合せ先 取締役財務本部長 野原 聡史
(TEL. 03-3246-3677)

不動産管理委託契約の一部変更に関するお知らせ

日本アコモデーションファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、プロパティ・マネジメント会社である三井不動産レジデンシャルリース株式会社（以下「MFR L」といいます。）との間で締結済の不動産管理委託契約のうち、一部の物件について管理報酬体系の変更に関する覚書を締結することを決定しましたのでお知らせいたします。

1. 変更の概要

本投資法人が保有する 22 物件について、現行のプロパティ・マネジメント業務委託費（以下「PMフィー」といいます。）体系を、賃貸事業収入及び賃貸事業利益（PMフィー、償却費及び公租公課等を除く）に連動したPMフィー体系に変更するものです。

本変更は平成 25 年 9 月 27 日付「不動産管理委託契約の一部変更に関するお知らせ」において公表済の既存物件に関するPMフィー体系変更と同内容であり、本変更後は賃貸住宅計 100 物件において投資法人の賃貸事業利益とPMフィーの動向が連動することとなり、投資主価値の最大化を目指すという本投資法人の基本方針をMFR Lとこれまで以上に強く共有し、更なる運営力の向上が期待できるものと考えております。

（ご参考）PMフィー体系変更の経緯や趣旨等については、平成 25 年 9 月 27 日付「不動産管理委託契約の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい（<https://www.naf-r.jp/file/2013-0927-00000.pdf>）。

なお、MFR Lは利害関係人等（注）に該当するため、利害関係人等との取引に関する本投資法人の資産運用にかかる自主ルールに従い、本件覚書の締結に関して、資産運用会社のコンプライアンス委員会による審議及び承認と投資委員会による審議及び決定を経ております。

（注）利害関係人等とは投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 123 条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいいます。

2. 変更日

平成 29 年 9 月 1 日

3. 今後の見通し

本変更が、平成30年2月期（第24期：平成29年9月1日～平成30年2月28日）における本投資法人の業績に与える影響は軽微です。

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス : <https://www.naf-r.jp>